平成２８年（フ）第４号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ａ－１号棟40号
債務者　下山　眞弓
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第２０号
富山県高岡市戸出町５丁目15番30－307号宮島市営住宅
債務者　樋口　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１０１号
富山県高岡市駅南５丁目７番15号
債務者　田村　信之
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１２１号
富山県高岡市城光寺９番地４
債務者　中瀬　康弘
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１３０号
富山県南砺市柴田屋724番地３
債務者　柴田　映子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３０９号
山梨県山梨市上神内川1189番地　メゾンドタカノ　302
債務者　梶原　由美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
長野県飯山市大字木島384番地２
債務者　安田　忠広
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
長野県飯山市大字木島384番地２
債務者　安田　庄一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
長野市大字安茂里620番地１　西沢アパートＡ号
債務者　森　茂夫
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
長野市若里２丁目15番４号
債務者　清水　雅央
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
長野県上田市中之条1400番地26　１－Ｂ号
債務者　高森　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４０５号
岐阜市長良２丁目30番地　（Ａｖａｎｃｅｒ　Ｎａｇａｒａ　302号室）
債務者　河口　法華
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０９号
岐阜市津島町５丁目20番地　（山内レジデンス　103号室）
債務者　犬塚とし枝
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
三重県伊賀市ゆめが丘５丁目15番地の６
債務者　武藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７号
三重県桑名市大字福島969番地１　スペリア桑名三番館408号、前住所三重県三重郡川越町大字豊田523番地１　ベルエージ富洲原503
債務者　前川　由香
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
兵庫県芦屋市呉川町16番７－301号
債務者　近江　一枝
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市大塩町874番地の４、住民票上の住所兵庫県高砂市北浜町北脇359番地の３
債務者　澤田　米正
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部